

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	2	府 省 庁 名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	アグリビジネス投資育成株式会社への農業法人への出資制限の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 研究開発税制や中小企業投資促進税制等の適用対象となる中小企業者については、その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人は除外されている。（措令27の4⑰）</p> <p>・ 特例措置の内容 「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、農業法人の経営基盤強化を図る観点から、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第3条第1項の承認を受けた株式会社（アグリビジネス投資育成株式会社）による農業法人への出資制限を見直すことを検討している。</p> <p>この見直しを前提に、研究開発税制や中小企業投資促進税制等の適用対象となる中小企業者の判定において、上記大規模法人からアグリビジネス投資育成株式会社を除外することを要望する。</p>		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度]	—（ — ）	[平年度]
	[改正増減収額]	—	（単位：百万円）
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農業法人はそのほぼすべてが中小規模の経営体であり、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。</p> <p>このため、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づき、農業法人の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に資金供給を行い、継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営の継続と安定及び農産物の安定供給を確保することが必要不可欠。</p> <p>今般の農業法人の経営基盤強化のための省令改正に伴い、アグリビジネス投資育成株式会社が、総議決権の50%を超えて出資することが可能となることにより、農業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る事業活動に対し資金供給を行うことは、農業者の経営の継続と安定及び農産物の安定供給を確保することに寄与することが目的。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>アグリビジネス投資育成株式会社が農業法人へ総議決権の50%を超えて出資する場合、現状では中小企業者とみなされず、中小企業経営強化税制等の中小企業税制の対象とならない。アグリビジネス投資育成株式会社による出資の効果を最大限に活かすためには、アグリビジネス投資育成株式会社を租税特別措置法上その大規模法人の適用外とする措置が必要不可欠。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ 2 農業の持続的な発展 ≪政策分野≫ ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
		政策の達成目標	農業法人の健全な成長発展を図るために、アグリビジネス投資育成株式会社からの出資を受けることにより自己資本の充実を促進し経営基盤強化を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度 1件 令和8年度 1件 令和9年度 1件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	アグリビジネス投資育成株式会社を租税特別措置法上の大規模法人の適用外とする措置を講じることにより、アグリビジネス投資育成株式会社に農業法人への出資が促進され、農業法人の自己資本の充実が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	設備投資などに伴う農業者の資金調達の手段は一般的に融資と出資であるが、自己資本となる出資で調達した方が財務は安定するため、アグリビジネス投資育成株式会社の出資による農業法人の自己資本の充実を推進している。農業法人の自己資本の充実を図りつつ、高性能な農業機械の導入等による経営改善を促進し、経営の継続と安定及び農産物の安定供給を図るためには、アグリビジネス投資育成株式会社から総議決権の50%を超えて出資を受けた場合でも、引き続き、税制措置により設備投資等を支援することが政策手段として妥当。

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
	これまでの要望経緯	—